

# 委託聴講生制度

## 1. 委託聴講生

### 委託聴講生制度

委託聴講生制度とは、大学院に在籍する学生が、本学と協定を締結した他の大学の大学院で特別聴講生として授業を聴講できる制度である。この場合、聴講の申し込みを受けた受講先の大学院は、正規の授業にさしつかえのない場合に限り聴講を許可することになっている。なお、現在、本学大学院において委託聴講生に関する協定を交わしている研究科・専攻は、文学研究科英語英文学専攻及び法学研究科法律学専攻である。

### ◎大学院委託聴講生（英語英文学専攻）に関する協定書

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。その目的を果たすには単独で履行するよりも、大学間の提携によって協力しあう方がより能率的であることは言うまでもない。最も望ましいのは、この協定が国の内外と国公立の区分なく、学部と大学院の研究と教育との両面におよぶことであろう。このような状態に近づく第一歩として、下記の大学は大学院英文学専攻に委託聴講生の制度（委託聴講による単位互換制度）を設けることに一致した。

委託聴講生とは、原則として学生が所属する大学院以外の大学院の授業科目を聴講し、単位を修得することを希望する場合、所属校の専攻主任または指導教員が教育研究上有益であると認めるときに、両大学院間の了解により所属大学院から受入大学院に委託される聴講生のことである。

委託聴講生の取扱いについては、つぎのとおりこれを定める。

- (1) 大学院に在学する学生が教育研究上の必要により、他大学大学院の授業科目を聴講しようとするときは、所属大学院の指導教員の了解を得たうえで所属大学院を通じ、希望する大学院にその旨、申し出るものとする。
- (2) 定められた手続きを経て他大学大学院生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業に差し支えない限り聴講を許可する。
- (3) 委託聴講生の聴講料については協定校間の協議により、それぞれの大学においてこれを定める。

### 協定校名

青山学院大学	立教大学
法政大学	聖心女子大学
上智大学	東北学院大学
明治大学	東京女子大学
明治学院大学	東洋大学
日本女子大学	津田塾大学

制定 昭和 40 年 4 月 1 日附則（平成 16 年 12 月 1 日改正）

附則（平成 16 年 12 月 1 日改正）

本協定は、上記協定校のうち、青山学院大学、上智大学、明治学院大学、東北学院大学、東洋大学、津田塾大学の 6 校の間で昭和 40 年 4 月 1 日に成立し、昭和 42 年 4 月 1 日に聖心女子大学が加盟し、昭和 45 年 4 月 1 日に立教大学が加盟し、昭和 49 年 4 月 1 日に法政大学、東京女子大学が加盟し、昭和 54 年 4 月 1 日に日本女子大学が加盟し、昭和 59 年 4 月 1 日に明治大学が加盟し、以降現在に至るまで施行されており、今後も有効であることを確認する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日改正）

本協定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## ◎大学院英語英文学専攻課程協議会規約

- 第1条 本協議会は大学院英語英文学専攻課程協議会と称し、「大学院委託聴講生に関する協定書」の趣旨に賛同し加盟した大学をもって組織する。
- 第2条 本協議会は委託聴講制度の円滑な運用を期し、あわせて加盟各大学間の学術的提携・交流を促進するために、次の事業を行なう。
- (1) 委託聴講生の受け入れに関し、必要な事項の協議・決定
  - (2) 共通時間割の作成
  - (3) 加盟各大学大学院在学生間の学術的交流の促進・援助
  - (4) その他本協議会の目的に合致する事業
- 第3条 本協議会には次の会議を置く。
- (1) 総会
  - (2) 連絡会議
2. 総会は本協議の議決機関であって、加盟各大学1名ずつの代表をもって構成する。総会は原則として年1回開催するものとし、幹事校が招集し、幹事校の代表が議長となる。総会における議決は、別に定める場合のほかは、多数決による。
3. 連絡会議は必要に応じて随時開催するものとし、連絡事項の内容により教員若しくは事務担当者、あるいはその両者が出席するものとする。
- 第4条 本協議会の運営を円滑にするために幹事校を置く。
- 幹事校は正副2大学とする。
2. 幹事校の任期は2カ年とし、毎年4月にその1校を改選する。
  3. 幹事校の選出は輪番制を原則とし、副幹事校は次年度の正幹事校になるものとする。
- 第5条 「大学院委託聴講生に関する協定書」の趣旨に賛同し、本協議会に加盟を希望する大学は、幹事校にその意思を通知し、総会の承認を得なければならない。
- 加盟の承認は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. 本協議会を脱退する場合は、幹事校にその旨を申し出、幹事校は総会において報告するものとする。
- 第6条 本協議会の運営費は、加盟各大学より拠出する分担金をもってこれにあてる。
- 第7条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第8条 本規約の改廃は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 附 則 本規約は昭和48年5月12日より施行する。
- 附 則 (平成21年4月1日改正)  
本規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年12月26日改正第187号)  
この規約は、平成29(2017)年12月26日から施行する。

## ◎大学院英文学専攻課程協議会委託聴講に関する細則

- 第1条 加盟大学の大学院英文学専攻課程（英米文学専攻課程若しくは英語英文学専攻課程を含む）に在学する学生は、必要単位の一部を他の加盟大学の大学院において修得することができる。
2. 他大学の大学院において修得できる単位数は、所属大学院の定めるところによる。
- 第2条 第1条により単位修得の目的で他大学大学院の授業を聴講しようとする学生は、所定の用紙により願い出て、所属大学院の承認と、聴講を希望する他大学院の許可を得なければならない。
2. 単位修得を目的としない聴講も右に準ずる。
- 第3条 委託聴講の願いが受理されたならば、学生は聴講先の大学院に対し、聴講料を納入しなければならない。
2. 聴講料は1科目（通年）金2,000円（1学期のみの場合は金1,000円）とする。
- 第4条 委託聴講生の出願期間は原則として4月30日までとする。
- 第5条 委託聴講生を受入れた大学院は、学年末に、委託聴講生の所属大学院に、「委託聴講生成績通

知書」を送付するものとする。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日改正第 187 号）

この細則は、平成 29（2017）年 12 月 26 日から施行する。

### ◎その他に関する申し合せ事項

1. 共通時間割の作成について  
資料を 2 月中に幹事校および加盟各大学院に送付する。
2. 図書館の利用について  
委託聴講生を受け入れた大学院は、図書館の利用に関し、聴講生に便宜をはかるものとする。
3. 学生の研究発表について  
毎年幹事校において開催する。11 月開催を原則とする。
4. 学生が主体となつて行なう事務
  - (1) 学生名簿の作成
  - (2) 研究発表会の準備
  - (3) 研究発表会のプログラム作成
  - (4) 研究発表会のレジュメ（必要に応じて）
  - (5) 研究発表会の司会
5. 委託聴講生の出願期間について  
委託聴講生の出願期間は各校の履修登録期間に準拠するものとし、原則として 2 週間程度確保する。

## 東北学院大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との 単位互換に関する協定書

東北学院大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との間において、両研究科の大学院学生が、相互に相手研究科の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について協定する。

### 1 聴講の許可

両研究科は、相互に相手研究科の学生が自研究科の授業科目を履修し、単位の修得を希望するときは、所定の手続きを経てその聴講を許可するものとする。

### 2 授業科目

聴講を許可する授業科目は、当該年度の開講科目のうち、聴講学生が指導教授の了承を得て、研究科長が承認し、かつ相手研究科委員会が承認したものとする。

### 3 単位数

修得単位数は、各履修者において10単位を超えないものとする。

### 4 身分

東北学院大学大学院法学研究科は、北海学園大学大学院法学研究科の学生を特別委託聴講学生として、北海学園大学大学院法学研究科は、東北学院大学大学院法学研究科の学生を特別聴講学生として、それぞれ受入れるものとする。

### 5 受入れ人数

各年度5名以内とする。

### 6 受入れの手続き

各年度のはじめに、募集要項により通知するものとする。

### 7 成績の通知及び単位の認定

両研究科は、特別委託聴講学生または特別聴講学生が聴講した授業科目の単位及び成績について、当該年度末に相手研究科に報告し、修得単位の認定は、当該学生の在籍する研究科において行うものとする。

### 8 検定料、入学料及び受講料等

特別委託聴講学生または特別聴講学生に係る検定料、入学料及び受講料等は、相互の研究科において不徴収とする。

### 9 事務処理等

この協定の実施について必要な事項は、両研究科の協議により処理するものとする。

### 10 協定の有効期間

この協定の有効期間は、令和4年4月1日から5年間とし、両研究科の相互の承認により、更新又は変更することができるものとする。

### 11 雑則

この協定書の締結により、「東北学院大学大学院法学研究科と北海学園大学大学院法学研究科との単位互換に関する協定書（平成24年4月1日から5年間有効の締結）」は、その効力を失うものとする。